

重要事項説明書

【事業者の概要】

事業所名	建国ビハール居宅介護支援事業所
法人名	社会福祉法人 清明福社会
所在地	〒463-0815 名古屋市守山区青葉台 206 番地
電話・FAX番号	電話(052)736-5774 FAX(052)736-5278
営業日	月～金曜日 (国民の祝日及び12月30日～1月3日を除く)
営業時間	8:45 ～ 17:45
通常の事業の実施地域	名古屋市 春日井市 尾張旭市 瀬戸市 長久手市 日進市の地域
市指定更新年月日	令和8年4月1日
使用する課題分析票	居宅サービス計画ガイドライン

【介護支援専門員の勤務体制】

介護支援専門員氏名	職種	常勤・非常勤の別		専従・兼務の別	
		常勤	非常勤	専従	兼務
都築 砂織	介護支援専門員	○		○	
野田 真由美	介護支援専門員	○		○	

【運営方針】

事業所の介護支援専門員は、介護保険法に定める介護サービスを提供するに先立って、利用者の心身状況を把握し、その結果と利用者の希望に基づいて、利用者ができる限り自立した生活を送ることができるよう、介護サービスを提供するための計画（居宅サービス計画）を作成し、この計画に従って適切かつ滞りなくサービスが提供できるよう、介護サービスを提供する事業者と連絡や調整を行うと共に、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることないように公正中立に行います。

【業務概要】

- (1) 利用者のお宅を訪問し、心身の状態を適切な方法により調査します。
- (2) 調査した結果と、利用者自身やご家族の希望を踏まえ、介護サービスを適切に提供するための計画（居宅サービス計画）を作成します。
- (3) 介護サービスの提供や、利用者の心身の状態やご家族の環境について、居宅サービス計画作成後も、継続的に把握・管理します。
- (4) 当事業所のサービスだけでなく、介護サービスを提供する事業者についての相談・苦情の窓口となり、問題を解決します。

- (5) 利用者の要介護（要支援）認定の申請についてお手伝いします。
- (6) 利用者が介護保険施設等への入所を希望される場合には、情報提供等必要な支援をいたします。

【業務の取扱い方針】

- (1) 利用者の心身の状態やご家族の環境を踏まえ、利用者自身の選択に基づいて、適切な介護サービスが様々な事業者から総合的かつ効率的に提供されるようにいたします。利用者は、複数の事業所の紹介を求めることができ、その事業所を計画に位置付けた理由を求めることができます。
- (2) 医療との連携のため、入院する必要がある場合には、担当介護支援専門員の氏名と事業所名を医療機関にお伝えください。
- (3) 居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思と人格を尊重することにより、常に利用者の立場に立つと共に、提供されるサービスが特定の事業者に偏ることなく、公正中立を原則とします。前6月間に作成した計画における各サービスの利用割合、同一事業所によって提供されたものの割合をご説明いたします（別紙）。
- (4) 一部の福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できます
- (5) 居宅介護支援は、利用者の心身の状態がよりよくなるようにする（軽減の視点）、悪化しないようにする（悪化防止の視点）ために提供いたします。
- (6) 当事業所は、居宅介護支援が利用者の生活全体を支援するものとなるよう、居宅サービス計画作成後も、利用者や利用者のご家族、サービスを提供する事業者との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者の心身の状況の変化に応じて臨機応変に居宅サービス計画の見直しをいたします。
- (7) 利用者からサービス計画の実施状況、その他の説明を受けたいとの申し出があれば、随時ご返答いたします。
- (8) 私たちは、居宅介護支援の提供に際して、常に真摯な態度で臨み、利用者からの相談や苦情について事業を実施する上での糧として真剣に受け止め常に事業者としての資質の向上に努めます。

【虐待防止・身体拘束】

- (1) 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するための対策を検討する委員会を定期的に開催し、指針の整備、研修の実施、担当者を定め、虐待防止及び利用者の人権の擁護、人権意識、知識及び技術の向上に努めていきます。
技術の向上に努めていきます。
- (2) 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合、様態及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していきます。

【業務継続の取り組み】

事業者は、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続して受けることができるよう業務継続計画を策定し、当該計画に沿った研修及び訓練を実施していきます。

【感染症の予防及びまん延防止のための措置】

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練を実施していきます。

【利用料金】 居宅介護支援費（Ⅰ） 11,050円／単位

	(i) 45件未満	(ii) 45～60件未満	(iii) 60件以上
要介護1・2	1,086単位 (12,000円)	544単位 (6,011円)	326単位 (3,602円)
要介護3・4・5	1,411単位 (15,591円)	704単位 (7,779円)	422単位 (4,663円)

- * 初回加算 300単位／月（新規、要介護状態区分の2段階以上変更時）
- * 入院時情報連携加算 200単位ないしは250単位／月（入院時の医療機関への情報提供）
- * 退院・退所加算 450単位／回（入院、入所中に3回を限度とする）
- * 緊急時居宅カンファレンス加算 200単位／回（1月2回を限度とする）
- * 通院時情報連携加算 50単位
- * ターミナルケアマネジメント加算 400単位
- * 介護職員等処遇改善加算 所定単位数の2.1％
但し、利用者の自己負担は発生しません。

【サービスの利用にあたっての注意及び苦情対応】

当事業所の提供するサービスだけでなく、他の居宅サービスについて苦情や相談があれば遠慮なくご連絡下さい。

相談窓口・・・・・・・・・・管理者 都築 砂織

苦情解決責任者・・・・・・ 建国ビハーラ 施設長 岡 千代子

電話番号・・・・・・(052) 736-5774

時 間・・・・・・8:45～17:45

【他の苦情相談窓口】

- ・ あいち福祉オンブズマン事務局 (052) 963-0338
- ・ 名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 (052) 972-3087
- ・ 愛知県国民健康保険団体連合会 苦情調査係 (052) 971-4165
- ・ 春日井市健康福祉部介護保険課 (0568) 85-6182
- ・ 尾張旭市健康福祉部長寿課介護保険係 (0561) 76-8144
- ・ 瀬戸市健康福祉部高齢者福祉課 (0561) 88-2621

契約書、重要事項説明書についての説明を受けここに同意し、居宅介護支援サービスの提供に関する契約を締結します。

契約の証として、本書を2部作成し、利用者及び事業者記名のうえ1部ずつ保有します。